

# 特定非営利活動法人文化財匠塾 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人文化財匠塾という。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、国内外を問わず文化財に関わる人々及び子どもを含む一般市民に対して、文化財の保存及び活用に関する人材育成、情報の収集、発信などを行うことで文化財の保存及び活用に対する知識や意識の向上を図り、文化財が地域社会と共生し、心豊かに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ① 文化財の保存に対する高い見識を持った人材の育成及び支援
  - ② 文化財の保存に必要な技術や材料に関する情報の収集、発信及び研究
  - ③ 文化財の保存に関する多くの分野の専門家のネットワークづくり
  - ④ 文化財の保存及び活用を普及・啓発するボランティア人材の育成及び支援
  - ⑤ 国外諸団体との情報交換を通して両国における文化財の保存及び活用を推進していく事業
  - ⑥ 文化財を学習素材とした子どもの知識や意識向上を図る総合学習への支援
- (2) その他の事業
  - ① 文化財の保存及び活用に関するコンサルティング事業
  - ② 文化財の発掘及び調査事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会 員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の趣旨に賛同する個人又は団体。
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人または団体。
- (3) その他の会員 理事会で別途定めた会員

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会するものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

#### 第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以下
- (2) 監事 1人以上3人以下
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関して必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

第 20 条 この法人に、事務を処理するため事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

## 第 5 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

- (7) 入会金及び会費の額
- (8) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の5分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

- 3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条及び第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 51 条の適用については総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事ができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数(書面、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名又は記名、押印しなければならない。
- 3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録を作成した者の氏名

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

#### (招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### (議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

#### (議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

#### (議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名、押印しなければならない。

## 第7章 資産及び会計

### (資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

### (資産の区分)

第40条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産、その他の事業に関する資産の2種とする。

### (資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

### (会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

### (会計の区分)

第43条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計、その他の事業に関する会計の2種とする。

### (事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### (暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。



(予備費の設定及び使用)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 47 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 49 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 50 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借り入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 51 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 52 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 3 分の 2 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）の際に有する残余財産は、総会において出席した正会員の過半数をもって決した特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 54 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 3 分の 2 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 55 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載してこれを行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

## 第 10 章 雑 則

(細則)

第 56 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

|      |       |
|------|-------|
| 理事長  | 柳田 康雄 |
| 副理事長 | 友寄 景利 |
| 理事   | 安原 啓示 |
| 理事   | 柳田 宗市 |
| 理事   | 小西龍三郎 |
| 理事   | 下佐古君子 |
| 理事   | 井口 和子 |
| 監事   | 山田 英昭 |

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から平成 18 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 44 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第 49 条の規定にかかわらず、成立の日から平成 17 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、設立初年度の年会費は正会員(個人)5,000 円、正会員(団体)10,000 円、賛助会員 15,000 円(1 口)とする。
  - ① 正会員 (個人) 入会金 10,000 円 年会費 10,000 円
  - ② 正会員 (団体) 入会金 10,000 円 年会費 20,000 円
  - ③ 賛助会員 年会費 30,000 円(一口)
- 7 この法人の設立当初の主たる事務所を福岡市博多区奈良屋町 1 1 番 1 3 号に置く。

## 令和 8 年度事業計画書

令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 文化財匠塾

### 1 事業の成果

文化財建造物の保存活用を通じたまちづくりの一環として、各支部において、下記の事業が行われた。定款第 5 条①文化財の保存に対する高い見識を持った人材の育成及び支援、②文化財の保存に必要な技術や材料に関する情報の収集、発信及び研究等の事業を実施し、文化財の保存・活用を通じた地域づくりに貢献する各種事業を展開する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の<br>事業名             | 事業内容                              | 実施<br>日時 | 実施<br>場所   | 従事者<br>の人数 | 受益対象者<br>の範囲及び<br>人数 | 事業費<br>の金額<br>(千円) |
|------------------------|-----------------------------------|----------|------------|------------|----------------------|--------------------|
| ① 文化財の<br>保存に対<br>する支援 | 伝統的建造物群保存<br>地区活用等関連事業<br>における支援  | 随時       | 長崎県<br>平戸市 | 3 名        | 住民 100 人             | 0                  |
| ① 文化財の保<br>存に対する<br>支援 | 伝統的建造物群保存<br>地区におけるイベン<br>ト・管理の実施 | 随時       | 長崎県<br>平戸市 | 3 名        | 住民 100 人             | 0                  |
| ① 文化財の保<br>存に対する<br>支援 | 国登録有形文化財<br>調査・保存支援               | 随時       | 福岡市<br>博多区 | 1 0 名      | 専門家他<br>1 0 人        | 0                  |
| ① 文化財の保<br>存に対する<br>支援 | ヘリテージマネー<br>ジャー講習会講師              | 随時       | 福岡市        | 1 名        | 参加者<br>3 0 人         | 0                  |
| ② 保存に必要<br>な情報発信<br>研究 | 博多町家の魅力<br>講習会講師                  | 随時       | 福岡市<br>博多区 | 1 名        | 参加者<br>1 0 0 人       | 0                  |
| ② 保存に必要<br>な情報発信<br>研究 | 登録有形文化財多田<br>家住宅の保存・活用            | 随時       | 筑前町        | 3 0 名      | 専門家・学生<br>他 2 0 人    | 0                  |

#### (2) その他の事業

未実施

## 令和9年度事業計画書

令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人 文化財匠塾

### 1 事業の成果

文化財建造物の保存活用を通じたまちづくりの一環として、各支部において、下記の事業が行われた。定款第5条①文化財の保存に対する高い見識を持った人材の育成及び支援、②文化財の保存に必要な技術や材料に関する情報の収集、発信及び研究等の事業を実施し、文化財の保存・活用を通じた地域づくりに貢献する各種事業を展開する。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 定款の<br>事業名             | 事業内容                              | 実施<br>日時 | 実施<br>場所   | 従事者<br>の人数 | 受益対象者<br>の範囲及び<br>人数 | 事業費<br>の金額<br>(千円) |
|------------------------|-----------------------------------|----------|------------|------------|----------------------|--------------------|
| ② 文化財の<br>保存に対<br>する支援 | 伝統的建造物群保存<br>地区活用等関連事業<br>における支援  | 随時       | 長崎県<br>平戸市 | 3名         | 住民100人               | 0                  |
| ② 文化財の保<br>存に対する<br>支援 | 伝統的建造物群保存<br>地区におけるイベン<br>ト・管理の実施 | 随時       | 長崎県<br>平戸市 | 3名         | 住民100人               | 0                  |
| ① 文化財の保<br>存に対する<br>支援 | 国登録有形文化財<br>調査・保存支援               | 随時       | 福岡市<br>博多区 | 10名        | 専門家他<br>10人          | 0                  |
| ① 文化財の保<br>存に対する<br>支援 | ヘリテージマネー<br>ジャー講習会講師              | 随時       | 福岡市        | 1名         | 参加者<br>30人           | 0                  |
| ② 保存に必要<br>な情報発信<br>研究 | 博多町家の魅力<br>講習会講師                  | 随時       | 福岡市<br>博多区 | 1名         | 参加者<br>100人          | 0                  |
| ② 保存に必要<br>な情報発信<br>研究 | 登録有形文化財多田<br>家住宅の保存・活用            | 随時       | 筑前町        | 30名        | 専門家・学生<br>他20人       | 0                  |

#### (2) その他の事業

未実施

令和 8 年度 活動予算書  
 令和 8 年 4 月 1 日から 令和 9 年 3 月 3 1 日まで  
 特定非営利活動法人 文化財匠塾  
 (単位:円)

| 科目                   | 金 額    |        |           |
|----------------------|--------|--------|-----------|
| I 経常収益               |        |        |           |
| 1 受取会費               |        |        |           |
| 正会員受取会費              | 0      |        |           |
| 賛助会員受取会費             | 0      | 0      |           |
| 2 受取寄附金              |        |        |           |
| 受取寄附金                | 0      | 0      |           |
| 3 受取助成金等             |        |        |           |
| 受取民間助成金              | 0      |        |           |
| 受取補助金                | 0      | 0      |           |
| 4 事業収益               |        |        |           |
| 〇〇事業収益               | 0      |        |           |
| △△事業収益               | 0      | 0      |           |
| 5 その他収益              |        |        |           |
| 受取利息                 | 3,731  |        |           |
| 雑収益                  | 0      | 3,731  |           |
| 経常収益計                |        |        | 3,731     |
| II 経常費用              |        |        |           |
| 1 事業費                |        |        |           |
| (1) 人件費              |        |        |           |
| 役員報酬                 |        |        |           |
| 給料手当                 | 0      |        |           |
| 法定福利費                | 0      |        |           |
| 福利厚生費                | 0      |        |           |
| 通勤費                  | 0      |        |           |
| 人件費計                 | 0      |        |           |
| (2) その他経費            |        |        |           |
| 業務委託費                | 0      |        |           |
| 諸謝金                  | 0      |        |           |
| 印刷製本費                | 0      |        |           |
| 会議費                  | 0      |        |           |
| 旅費交通費                | 0      |        |           |
| 通信運搬費                | 0      |        |           |
| 消耗品費                 | 0      |        |           |
| 地代家賃                 | 0      |        |           |
| その他経費計               | 0      |        |           |
| 事業費計                 |        | 0      |           |
| 2 管理費                |        |        |           |
| (1) 人件費              |        |        |           |
| 役員報酬                 | 0      |        |           |
| 給料手当                 | 0      |        |           |
| 法定福利費                | 0      |        |           |
| 退職給付費用               | 0      |        |           |
| 人件費計                 | 0      |        |           |
| (2) その他経費            |        |        |           |
| 会議費                  | 0      |        |           |
| 旅費交通費                | 0      |        |           |
| 印刷製本費                | 0      |        |           |
| 消耗品費                 | 0      |        |           |
| 通信運搬費                | 40,000 |        |           |
| 賃借料                  | 0      |        |           |
| 修繕費                  | 0      |        |           |
| 減価償却費                | 0      |        |           |
| 雑費                   | 0      |        |           |
| その他経費計               | 0      |        |           |
| 管理費計                 |        | 40,000 |           |
| 経常費用計                |        |        | 40,000    |
| 当期経常増減額              |        |        | -36,269   |
| III 経常外収益            |        |        |           |
| 1 固定資産売却益            | 0      |        |           |
| 経常外収益計               |        | 0      |           |
| IV 経常外費用             |        |        |           |
| 1 過年度損益修正損           | 0      |        |           |
| 経常外費用計               |        | 0      |           |
| 当期正味財産増減額            |        |        | -36,269   |
| 前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額) |        |        | 2,273,459 |
| 次期繰越正味財産額            |        |        | 2,237,190 |

※今年度はその他事業は実施しません。

令和9年度 活動予算書  
 令和9年4月1日から 令和10年3月31日まで  
 特定非営利活動法人 文化財匠塾  
 (単位:円)

| 科目                   | 金 額    |        |           |
|----------------------|--------|--------|-----------|
| I 経常収益               |        |        |           |
| 1 受取会費               |        |        |           |
| 正会員受取会費              | 0      |        |           |
| 賛助会員受取会費             | 0      | 0      |           |
| 2 受取寄附金              |        |        |           |
| 受取寄附金                | 0      | 0      |           |
| 3 受取助成金等             |        |        |           |
| 受取民間助成金              | 0      |        |           |
| 受取補助金                | 0      | 0      |           |
| 4 事業収益               |        |        |           |
| 〇〇事業収益               | 0      |        |           |
| △△事業収益               | 0      | 0      |           |
| 5 その他収益              |        |        |           |
| 受取利息                 | 3,731  |        |           |
| 雑収益                  | 0      | 3,731  |           |
| 経常収益計                |        |        | 3,731     |
| II 経常費用              |        |        |           |
| 1 事業費                |        |        |           |
| (1) 人件費              |        |        |           |
| 役員報酬                 |        |        |           |
| 給料手当                 | 0      |        |           |
| 法定福利費                | 0      |        |           |
| 福利厚生費                | 0      |        |           |
| 通勤費                  | 0      |        |           |
| 人件費計                 | 0      |        |           |
| (2) その他経費            |        |        |           |
| 業務委託費                | 0      |        |           |
| 諸謝金                  | 0      |        |           |
| 印刷製本費                | 0      |        |           |
| 会議費                  | 0      |        |           |
| 旅費交通費                | 0      |        |           |
| 通信運搬費                | 0      |        |           |
| 消耗品費                 | 0      |        |           |
| 地代家賃                 | 0      |        |           |
| その他経費計               | 0      |        |           |
| 事業費計                 |        | 0      |           |
| 2 管理費                |        |        |           |
| (1) 人件費              |        |        |           |
| 役員報酬                 | 0      |        |           |
| 給料手当                 | 0      |        |           |
| 法定福利費                | 0      |        |           |
| 退職給付費用               | 0      |        |           |
| 人件費計                 | 0      |        |           |
| (2) その他経費            |        |        |           |
| 会議費                  | 0      |        |           |
| 旅費交通費                | 0      |        |           |
| 印刷製本費                | 0      |        |           |
| 消耗品費                 | 0      |        |           |
| 通信運搬費                | 40,000 |        |           |
| 賃借料                  | 0      |        |           |
| 修繕費                  | 0      |        |           |
| 減価償却費                | 0      |        |           |
| 雑費                   | 0      |        |           |
| その他経費計               | 0      |        |           |
| 管理費計                 |        | 40,000 |           |
| 経常費用計                |        |        | 40,000    |
| 当期経常増減額              |        |        | -36,269   |
| III 経常外収益            |        |        |           |
| 1 固定資産売却益            | 0      |        |           |
| 経常外収益計               |        | 0      |           |
| IV 経常外費用             |        |        |           |
| 1 過年度損益修正損           | 0      |        |           |
| 経常外費用計               |        | 0      | 0         |
| 当期正味財産増減額            |        |        | -36,269   |
| 前期繰越正味財産額 (設立時正味財産額) |        |        | 2,237,190 |
| 次期繰越正味財産額            |        |        | 2,200,921 |

※今年度はその他事業は実施しません。